

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 収納事務の委託【市民文化スポーツ局文化部文化企画課】2
- 徴収事務の委託【市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課】3

◇ 公 告

- 北九州市環境影響評価条例による環境影響評価書の縦覧【環境局環境監視部環境監視課】5
- 北九州市環境影響評価条例による対象事業廃止届出書の提出【環境局環境監視部環境監視課】6

◇ 上下水道局

- 公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理の開始（3件）【上下水道局下水道部下水道計画課】7

◇ 訂 正

- 第3998号の訂正【技術監理局契約部契約課】10

北九州市告示第 330 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市の文化財の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成 29 年 7 月 18 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社積文館書店	北九州市八幡西区黒崎 一丁目 1 番 1 号	平成 29 年 6 月 1 日か ら平成 30 年 3 月 31 日まで
株式会社西日本ミュージアムサービス	北九州市八幡東区東田 二丁目 4 番 1 号	

北九州市告示第 331 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、スポーツ施設及び運動施設の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 29 年 7 月 18 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の名称	受 託 者		委託期間
	名 称	住 所	
北九州市立松ヶ江プール	市立松ヶ江プール運営委員会 会長 橋崎 清	北九州市門司区 大字畑 2066 番地	平成 29 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
北九州市立朽網プール	朽網プール運営委員会 会長 幾野謙治	北九州市小倉南区 朽網東一丁目 2 番 13 号	
紫川河畔プール	紫川河畔体育施設運営委員会 会長 久留島慶子	北九州市小倉南区 徳力新町一丁目 1 番 8 号	
北九州市立藤ノ元プール	藤ノ元プール運営委員会 会長 甲斐英明	北九州市若松区 今光二丁目 16 番 14 号	
北九州市立小石プール	小石プール運営委員会 会長 鹿瀬島昌弘	北九州市若松区 小石本村町 20 番 1 号	
桃園市民プール（屋外）	株式会社スピナ 代表取締役 前川義広	北九州市八幡東区 平野二丁目 1 1 番 1 号	
大池プール	大池プール運営委員会 会長 山下 積	北九州市八幡西区 鷹の巣二丁目 15 番 2 号	

北九州市立沖田 プール	沖田プール運営 委員会 会長 桑園富士夫	北九州市八幡西 区三ヶ森四丁目 4番17号
上津役プール	株式会社コアズ 北九州支社 支 社長 中村 純	北九州市八幡西 区黒崎城石3番 7号
木屋瀬プール	木屋瀬プール運 営委員会 会長 多田和美	北九州市八幡西 区大字野面61 0番地4
岩ヶ鼻市民プー ル	岡崎建工株式会 社 代表取締役 岡崎 毅	北九州市小倉北 区下到津五丁目 9番22号
折尾プール	北九州ふよう株 式会社 代表取 締役 野田武次 郎	北九州市小倉北 区浅野二丁目1 4番1号

北九州市公告第500号

北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）第18条第1項の規定により環境影響評価書の提出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該評価書を縦覧に供する。

平成29年7月18日

北九州市長 北 橋 健 治

1 事業者の氏名及び住所

アサヒプリテック株式会社

代表取締役 東浦 知哉

兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町21番地

2 対象事業の名称

廃棄物焼却施設の更新 / 廃棄物発電施設の建設事業

3 縦覧場所

北九州市小倉北区内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

北九州市門司区清滝一丁目1番1号

北九州市門司区役所総務企画課

北九州市門司区吉志新町二丁目1番1号

北九州市門司区役所松ヶ江出張所

北九州市小倉北区大手町11番5号

北九州市立文書館

4 縦覧期間及び縦覧時間

平成29年7月18日から同年8月17日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで（松ヶ江出張所においては午前8時30分から午後5時まで及び北九州市立文書館においては午前9時30分から午後6時まで）

北九州市公告第501号

北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）第20条第1項の規定により対象事業廃止届出書の提出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年7月18日

北九州市長 北 橋 健 治

1 事業者の氏名及び住所

エコ・パワー株式会社

代表取締役 荻原 宏彦

東京都品川区大崎一丁目6番1号TOC大崎ビルディング

2 対象事業の名称

NEDO次世代浮体式洋上風力発電システム実証研究

3 廃止年月日

平成29年6月30日

4 廃止の理由

事業内容の変更に伴い、事業規模を最大3,000キロワット（3メガワット×1基）へ変更することから、北九州市環境影響評価条例の対象事業ではなくなることによる。

北九州市上下水道局告示第28号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理を開始する。

その関係図面は、告示の日から供用開始及び処理開始の日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道計画課及び北九州市小倉北区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成29年7月18日

北九州市上下水道局長 有田 仁志

1 供用開始及び処理開始の年月日

平成29年7月31日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水排除及び下水処理の区域
北九州市小倉北区霧ヶ丘二丁目の一部

3 排水施設の位置

排水施設の位置	合流式又は 分流式の別
北九州市小倉北区霧ヶ丘二丁目地内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市小倉北区西港町96番3号

北九州市日明浄化センター

北九州市上下水道局告示第29号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理を開始する。

その関係図面は、告示の日から供用開始及び処理開始の日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道計画課及び北九州市小倉南区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成29年7月18日

北九州市上下水道局長 有田仁志

1 供用開始及び処理開始の年月日

平成29年7月31日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水排除及び下水処理の区域	
北九州市小倉南区下城野一丁目の一部	
〃	〃 下貫三丁目の一部
〃	〃 蛭田若園三丁目の一部
〃	〃 沼南町三丁目の一部
〃	〃 湯川三丁目の一部

3 排水施設の位置

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市小倉南区下城野一丁目地内、下貫三丁目地内、蛭田若園三丁目地内、沼南町三丁目地内及び湯川三丁目地内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市小倉北区西港町96番3号

北九州市日明浄化センター

北九州市小倉南区中吉田二丁目10番1号

北九州市曾根浄化センター

北九州市上下水道局告示第30号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理を開始する。

その関係図面は、告示の日から供用開始及び処理開始の日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道計画課及び北九州市八幡西区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成29年7月18日

北九州市上下水道局長 有田仁志

1 供用開始及び処理開始の年月日

平成29年7月31日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水排除及び下水処理の区域
北九州市八幡西区大字野面の一部
〃 〃 楠北二丁目の一部
〃 〃 野面一丁目の一部

3 排水施設の位置

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市八幡西区楠北二丁目地内、大字野面地内及び野面一丁目地内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市八幡西区夕原町1番1号

北九州市皇后崎浄化センター

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
平成 29 年	第3998 号	11	4 競争参加資格確 認申請書の提出期間 の項中の(2)	平成29年7月2 5日 午前9時か ら正午まで	平成29年7月2 5日 午前9時か ら午後4時30分 まで